

計算書類に対する注記（法人全体用）

別紙1

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、器具及び備品、車両運搬具、無形固定資産
定額法によっている。

- ・リース資産はすべて所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産であり、
自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

- ・徴収不能引当金

個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。
上記以外の金銭債権については、債権金額の1%を乗じた金額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

職員の退職給付に備えるため、中小企業退職金共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のようになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

※当法人では社会福祉事業に全ての拠点を含めるため、作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

※当法人では本部で資金管理を一括して行っているため、貸借対照表については作成していない。

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

※当法人では収益事業を実施していないため、作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人経営本部

イ 特別養護老人ホーム かがやき苑

- ①従来型多床室

- ②ユニット型個室

- ③短期入所生活介護施設 かがやき苑

ウ 協働作業所 かがやき

- ①就労移行支援

- ②就労継続支援B型

エ かがやきこども園（保育園）

オ わくわくヒルズ（屋内遊技場）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	93,937,659	0	0	93,937,659
建物	1,412,927,437	35,041,367	77,913,967	1,370,054,837
合計	1,506,865,096	35,041,367	77,913,967	1,463,992,496

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	93,937,659 円
建物	1,451,386,083 円
計	1,545,323,742 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	1,658,240,000 円
長期運営資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	126,375,385 円
計	1,784,615,385 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

※貸借対照表を参照

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

※貸借対照表を参照

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし